

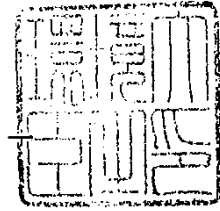


資料 3

諮問第 79 号  
環水土発第 030508002 号  
平成 15 年 5 月 8 日

中央環境審議会会長  
森 篤 昭 夫 殿

環 境 大 臣  
鈴 木 俊



農薬取締法第 3 条第 2 項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について (諮問)

標記について、環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号) 第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」 (昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示第 346 号) (以下「告示」という。) に基づき、別紙の農薬に関し、告示第 1 号イの環境大臣が定める基準を設定することについて貴審議会の意見を求める。

(別紙)

4-クロロベンジル N-2, 4-ジクロロフェニル-2- (1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル) チオアセトイミダート (別名イミベンコナゾール)

N-tert-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3, 5-ジメチルベンゾヒドラジド (別名テブフェノジド)

4-フェノキシフェニル (RS)-2-(2-ピリジルオキシ)プロピル エーテル (別名ピリプロキシフェン)

3-ドデシル-1, 4-ジヒドロ-1, 4-ジオキソ-2-ナフチル アセタート (別名アセキノシル)

3-(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル)-5-メチル-1, 3, 5-オキサジアジナン-4-イリデン (ニトロ)アミン (別名チアメトキサム)

(RS)-2-(4-フルオロフェニル)-1-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)-3-トリメチルシリルプロパン-2-オール (別名シメコナゾール)

アンモニウム DL-ホモアラニン-4-イル (メチル) ホスフィナート (別名グルホシネート)

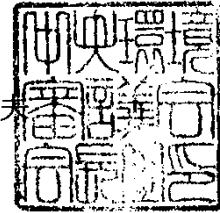
3-(2, 4-ジクロロフェニル)-2-オキソ-1-オキサスピロ[4.5]デカ-3-エン-4-イル 2, 2-ジメチルブチラート (別名スピロジクロフェン)



中環審第108号  
平成15年 5月 8日

中央環境審議会 土壤農薬部会  
部会長 松本 聰 殿

中央環境審議会  
会長 森 鴎 昭 夫



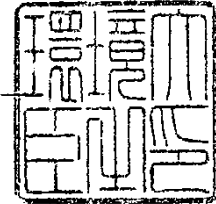
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が  
定める基準の設定について（付議）

平成15年5月8日付け環水土第030508002号をもって、環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。

諮問第76号  
環水土第23号  
平成15年2月13日

中央環境審議会会長  
森 篤 昭 夫 殿

環 境 大 臣  
鈴 木 俊



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記について、環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月2日農林省告示第346号）（以下「告示」という。）に基づき、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第1号イの環境大臣が定める基準を設定すること
- （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

4-クロルフェノキシ酢酸

2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン (別名ジチアノ  
ン)

(RS)-S-sec-ブチル O-エチル 2-オキソ-1, 3-  
-チアゾリジン-3-イルホスホノチオアート (別名ホスチアゼー  
ト)

(RS)-1-p-クロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-(1  
H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル) ペンタン-3-  
オール (別名テブコナゾール)

S, S-ジ-sec-ブチル O-エチル ホスホロジチオアート  
(別名カズサホス)

N-tert-ブチル-N'-(3-メトキシ-ortho-トルオイル)  
-3, 5-キシロヒドラジド (別名メトキシフェノジド)

4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(p-トリルオ  
キシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド (別名トルフェ  
ンピラド)

(E)-1-(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル  
) -3-メチル-2-ニトログアニジン (別名クロチアニジン)

3'-クロロ-4, 4'-ジメチル-1, 2, 3-チアジアゾール  
-5-カルボキサニリド (別名チアジニル)

5-tert-ブチル-3-(2,4-ジクロル-5-イソプロボキシフェニル)-1,3,4-オキサジアゾリン-2-オン (別名オキサジアゾン)

プロピル(1RS,2SR)-(3-オキソ-2-ペンチルシクロペンチル)アセタートを10±2%含むプロピル(1RS,2RS)-(3-オキソ-2-ペンチルシクロペンチル)アセタート (別名プロヒドロジャスモン)

(別紙 2)

3' - クロロ - 4, 4' - ジメチル - 1, 2, 3 - チアジアゾール  
- 5 - カルボキサニリド (別名チアジニル)

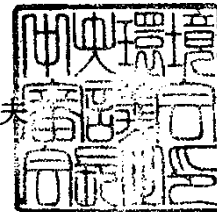
5 - tert - ブチル - 3 - (2, 4 - ジクロル - 5 - イソプロポ  
キシフェニル) - 1, 3, 4 - オキサジアゾリン - 2 - オン (別名  
オキサジアゾン)



中環審第99号  
平成15年 2月13日

中央環境審議会土壤農薬部会  
部会長 松本 聰 殿

中央環境審議会  
会長 森 崑 昭 夫



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が  
定める基準の設定について（付議）

平成15年2月13日付け環水土第23号をもって、環境大臣より当審議会  
に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の  
規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。